

新たな遺伝子組換え食品 の表示制度について

栃木県 保健福祉部 生活衛生課

1

遺伝子組換え食品について

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく安全性審査を経ています。

現在、8農産物が安全性審査を経て流通が認められています。

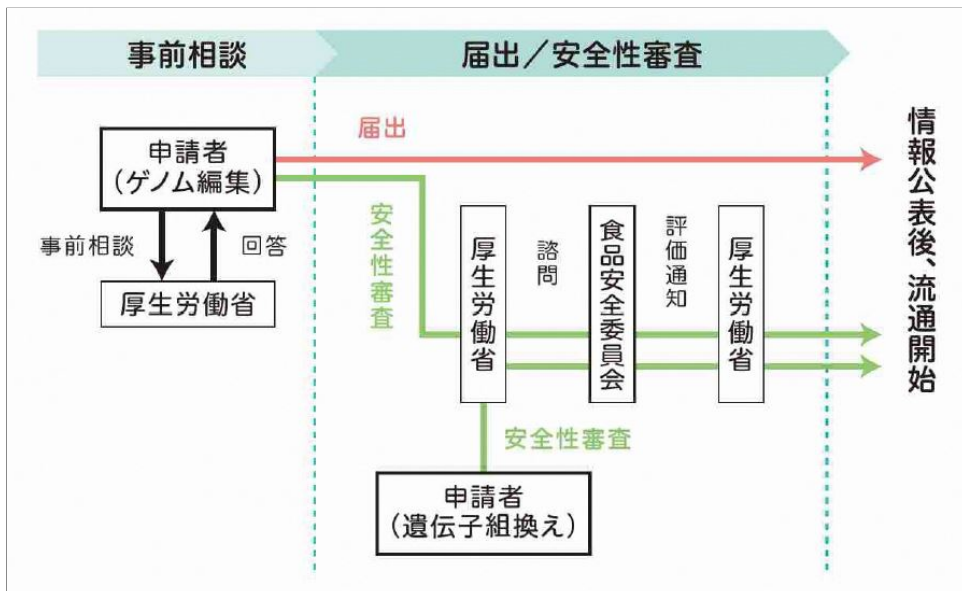
- ・ 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- ・ とうもろこし
- ・ ばれいしょ
- ・ なたね
- ・ 綿実
- ・ アルファルファ
- ・ てん菜
- ・ パパイア

2

遺伝子組換え食品について

遺伝子組換え農作物については、品種ごとに、

- ① 食品としての安全性は「食品安全基本法」及び「食品衛生法」
 - ② 我が国の野生動植物への影響は「カルタヘナ法」
- に基づいて、科学的に評価し、安全性が確認されたものだけが輸入、流通、生産される仕組みとなっています。



○安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品について、食品表示法に基づき、食品表示基準において表示ルールが定められています。

○遺伝子組換え食品は安全性が確保されたものであるため、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を実現するためのものであることを前提として食品表示制度が構築されています。

3

遺伝子組換え食品について

(別表) 義務表示の対象品目 (平成27年4月時点)

- ・作物 (8種類) :
大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ (大豆は、枝豆及び大豆もやしを含む。)

・加工食品 (33食品群)

加工食品	原材料となる農産物
(1) 豆腐類及び油揚げ類	大豆
(2) 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
(3) 納豆	大豆
(4) 豆乳類	大豆
(5) みそ	大豆
(6) 大豆煮豆	大豆
(7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆

4

遺伝子組換え食品について

加工食品	原材料となる農産物
(8) きな粉	大豆
(9) 大豆いり豆	大豆
(10) (1)から(9)までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
(11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの	大豆
(12) 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
(13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの	大豆
(14) 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
(15) 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
(16) コーンスナック菓子	とうもろこし
(17) コーンスターチ	とうもろこし
(18) ポップコーン	とうもろこし
(19) 冷凍とうもろこし	とうもろこし
(20) とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし

※ 主な原材料とは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものを指します。

遺伝子組換え食品について

加工食品	原材料となる農産物
(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
(22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
(23) 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの	とうもろこし
(24) (16)から(20)までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
(25) ポテトスナック菓子	ばれいしょ
(26) 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
(27) 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
(28) ばれいしょでん粉	ばれいしょ
(29) (25)から(28)までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
(30) 調理用ばれいしょを主な原材料とするもの	ばれいしょ
(31) アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
(32) 調理用てん菜を主な原材料とするもの	てん菜
(33) パパイアを主な原材料とするもの	パパイア

※ 主な原材料とは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものを指します。

現行の遺伝子組換え表示について

義務表示制度

遺伝子組換え食品を原材料として製造されている食品に表示しなければいけません。
遺伝子組換え表示制度は、食品表示基準※（平成27年内閣府令第10号）に定められています。

※ 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく内閣府令

「遺伝子組換えである」旨又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示

任意表示制度

分別生産流通管理(IPハンドリング)が行われた非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務をする必要がありませんが、表示をすることができます。

任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示



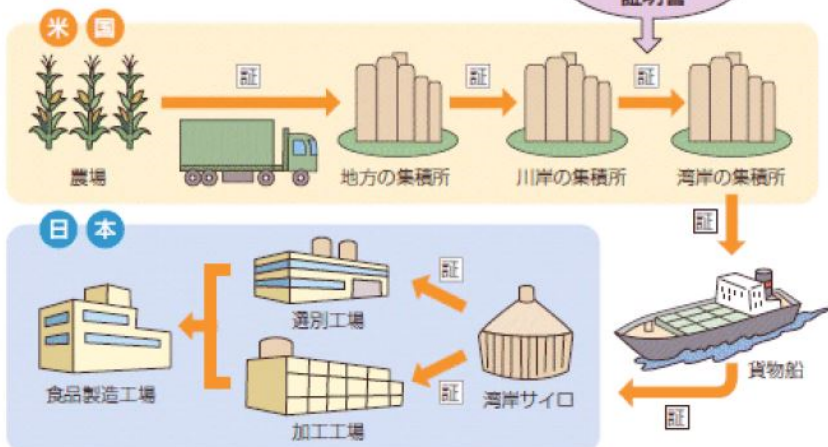
遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。
改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

7

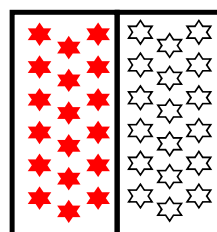
新たな遺伝子組換え表示について

IPハンドリング（分別生産流通管理）とは？

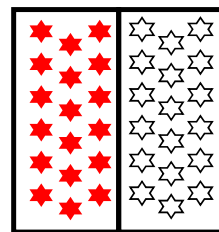
IP (Identity Preserved) ハンドリングとは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていることをいいます。



管理（分別）している。



管理（不分別）していない。

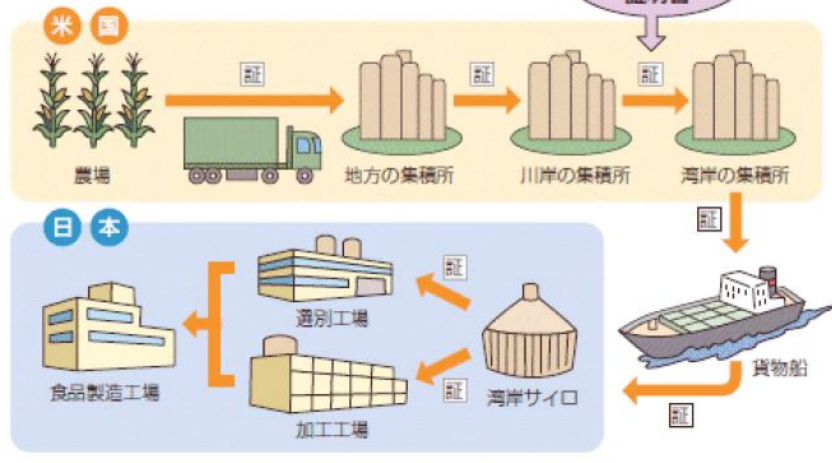


★ 遺伝子組換え農産物
☆ 非遺伝子組換え農産物

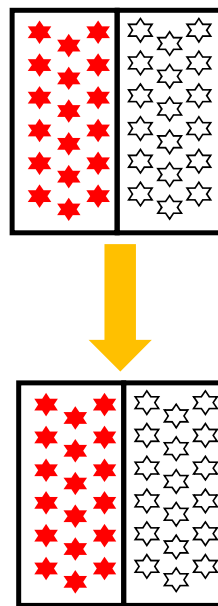
新たな遺伝子組換え表示について

IPハンドリング (分別生産流通管理) とは？

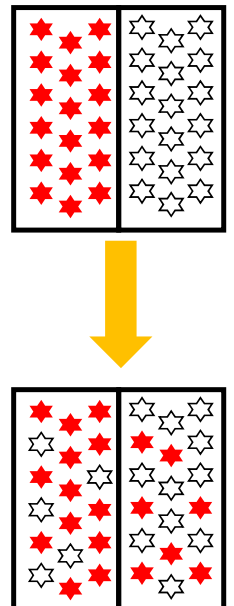
IP (Identity Preserved) ハンドリングとは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていることをいいます。



管理 (分別) している。



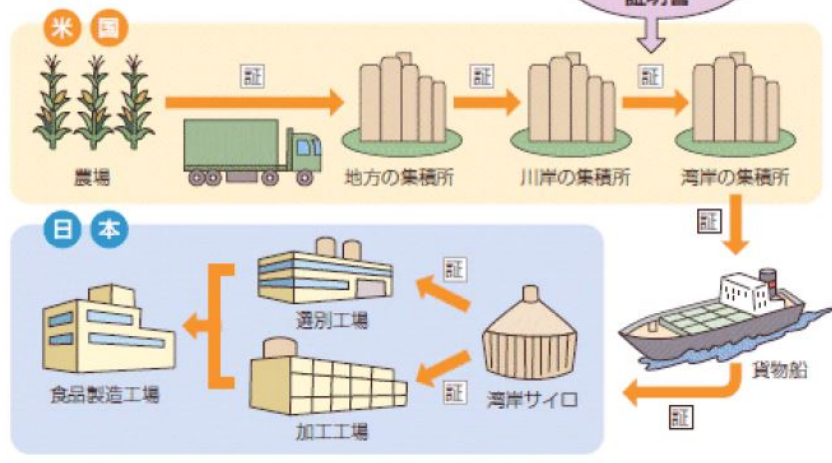
管理 (不分別) していない。



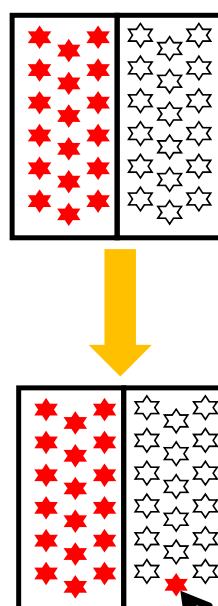
新たな遺伝子組換え表示について

IPハンドリング (分別生産流通管理) とは？

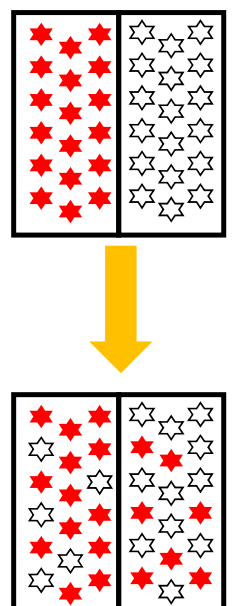
IP (Identity Preserved) ハンドリングとは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていることをいいます。



管理 (分別) している。



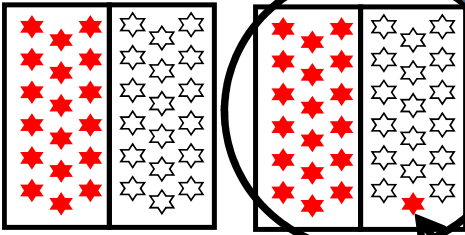
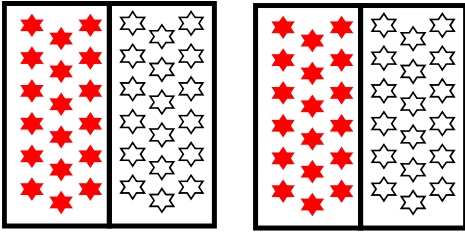
管理 (不分別) していない。



意図せざる混入

新たな遺伝子組換え表示について

管理（分別）している。



意図せざる混入

従来、分別生産流通管理が適切に行われている場合には、大豆、とうもろこしに限って、5%以下の意図せざる混入が認められていて、「遺伝子組換えでない」旨の表示が可能でした。

最大で5%混入があることで「遺伝子組換えでない」と表示することは誤解を招く。

令和5年4月1日から

改正後、分別生産流通管理が適切に行われている場合で意図せざる混入が認められる場合には、「遺伝子組換えでない」旨の表示はできなくなるが「適切に分別生産流通管理された」旨の表示が可能となります。

新たな遺伝子組換え表示について

義務表示制度 義務表示は現行制度からの変更はありません。

「遺伝子組換えである」旨又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示

表示方法

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例> 「大豆（遺伝子組換え）」等

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

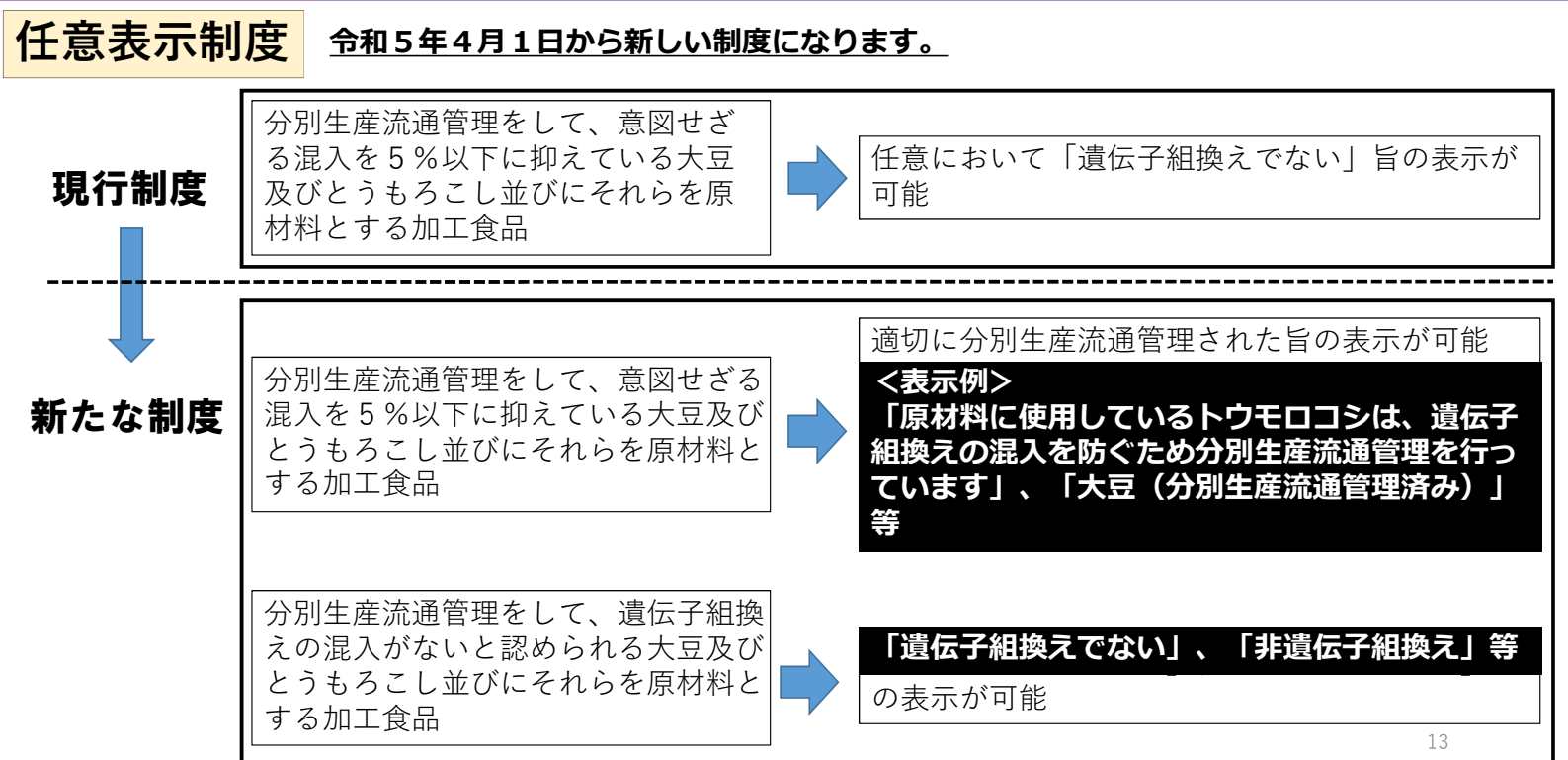
遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例> 「大豆（遺伝子組換え不分別）」等

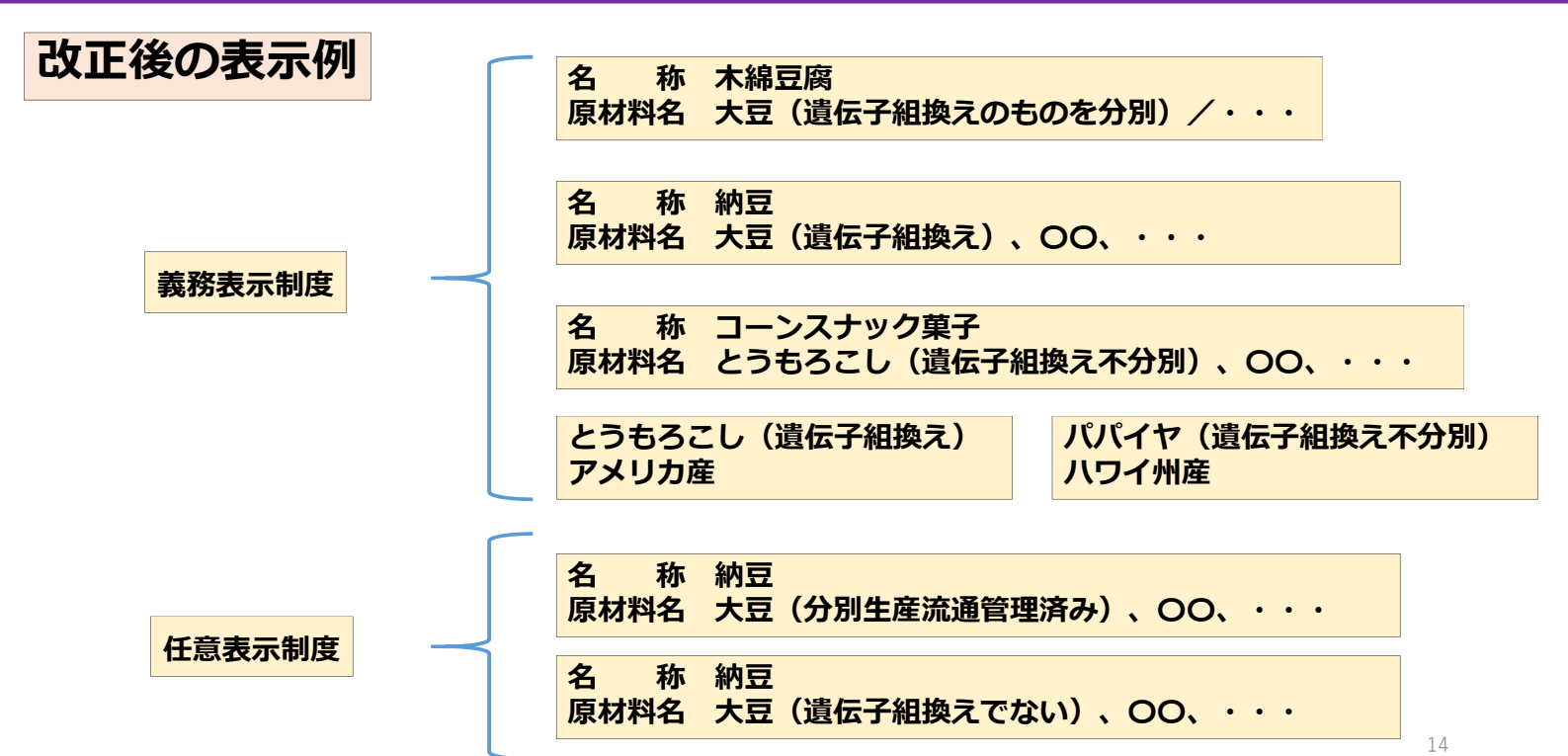
分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

新たな遺伝子組換え表示について



新たな遺伝子組換え表示について



新たな遺伝子組換え表示の施行について

新たな遺伝子組換え表示制度は、令和5年（2023年）4月1日に施行されます。

なお、「義務表示」は、現行制度からの変更は有りませんが、「任意表示」は、情報が正確に伝わることを目的に改正されています。

遺伝子組換え食品に関する表示の「任意表示」について

新制度では、意図せざる混入が5%以下であったとしても、遺伝子組換え農作物の混入がある食品に「遺伝子組換えでない」や「非遺伝子組換え」と表示することはできません。行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農作物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。

なお、新制度施行前でも、分別流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品に、「適切に分別生産流通管理された旨の表示」をすることは可能ですので、表示の切替え等の対応をお願いします。

相談窓口について

新たな遺伝子組換え表示制度は、令和5年（2023年）4月1日に施行されます。

なお、「義務表示」は、現行制度からの変更は有りませんが、「任意表示」は、情報が正確に伝わることを目的に改正されています。

遺伝子組換え食品に関する表示の「任意表示」について

新制度では、意図せざる混入が5%以下であったとしても、遺伝子組換え農作物の混入がある食品に「遺伝子組換えでない」や「非遺伝子組換え」と表示することはできません。行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農作物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。

なお、新制度施行前でも、分別流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品に、「適切に分別生産流通管理された旨の表示」をすることは可能ですので、表示の切替え等の対応をお願いします。